

会議記録(要旨)

会議名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	令和7年度	開催回	第1回
日 時	令和7年10月21日(火)午後1時30分~3時40分		
場 所	杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) ゆうホール		
出 席 者	梶木委員、半田委員、長谷川委員、吉田委員、最上委員、林委員、酒巻委員 岡田委員、金子委員、齊藤委員、新藤委員、藤高委員、巖塙委員、小山内委員 井口委員、松浦委員、松田委員、波田委員、松橋委員		
配 付 資 料	子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課長、教育人事・指導課長、子ども政策担当課長、学童クラブ整備担当課長、教育人事・指導課統括指導主事 [資料1] 杉並区青少年問題協議会条例・要綱 [資料2] 杉並区青少年問題協議会委員・幹事等名簿 [資料3] 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について [資料4] 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について [資料5] 学校問題対応支援係フロー図 [資料6] いじめ対応リーフレット [資料7] 令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について [資料8] 「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」の開設について [資料8別紙1] 杉並区子どもの権利に関する条例 [資料8別紙2] 「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」リーフレット		
会議次第	1 開会 2 委員委嘱及び紹介 3 幹事紹介 4 議題 1 開会 2 委員委嘱及び紹介 3 幹事紹介 4 議題 (1) 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について (2) 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について (3) 令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について (4) 「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」の開設について		
会議内容(要旨)	1 開会 (子ども家庭部長挨拶) 2 委員委嘱及び紹介 (委嘱状机上配付)		

	(委員自己紹介)
児童青少年課長	<p>3 幹事紹介 (幹事及び関係課長自己紹介)</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について</p> <p>(「資料3 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について」説明)</p>
吉田委員	<p>(質疑・意見等)</p> <p>全体的に、子どもの居場所が増えてきたと感じる。児童館やコミュニティふらつとなど、子どもが歩いていける、あるいは自転車で行ける居場所が増えた。放課後の居場所として、あるいは駆け込み寺として、児童館が歩いて行ける場所にあるというのが子どもにとっても保護者にとってもすごく大事で安心感が得られていると思う。また、保護者が、小学生と乳幼児と一緒に連れて児童館へ行きやすくなった。一方で、ゆう杉並のような中・高校生の居場所となるような施設が区内の北の方にできるといいなとも思うが、これから新たに整備する児童館について、土地の取得はどうするのか。</p>
児童青少年課長	<p>児童館を居場所としてご評価いただきたいことに感謝いたしたい。この間進めてきた児童館の再編整備の取組の結果、区内において児童館が充実しているエリアと、児童館がないエリアが混在している状況がある。児童館がないエリアについては、「子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、居場所を充実させるよう取組を進めていく。</p> <p>また、新たな児童館の整備については、資料3の表面「児童館」の部分で、「児童館の配置の考え方」に今後整備していく児童館についての記載がある。方針としては、中学校区に児童館が存しない地域(7中学校区)においては、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に整備していくこととともに、中・高校生機能優先館を区内7地域に1か所ずつ指定する考えである。</p>
榎木委員	<p>「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」概要版に掲載されている、児童館の地図のグレー色になっている部分が児童館のないエリアということであるが、まさに高円寺学園付近のエリアは、学校はできたが児童館がなくなり保育園となったエリアである。一方で、杉八小学校の跡地にコミュニティふらつとというすばらしい建物ができた。限られた施設をより活用するという意味でも、そこに児童館の設備を入れてくれるとありがたい。</p>
児童青少年課長	<p>委員が示された児童館の地図のグレー色になっているエリアは、児童館の整備を検討するエリアになっている。杉八小学校の跡地にできたコミュニティふらつと高円寺では、中・高校生が優先的に利用できる時間帯「ティーンズタイム」を設けるランジがあるほか、体育館も利用できるようになっている。新規整備のほかにも、このように、今現在子どもの居場所となっている施設についても、どのように地域の子どもの居場所として充実させることができるか、「子どもの居場所づくり基本方針」に基づき検討していきたい。</p>
林委員	<p>八成小で来年度春から放課後等居場所事業が始まることになっているが、この事業は、児童館の直接来館が小学校内で済むものと理解している。教師の働き方改革が</p>

	<p>言われている中で、今後学校から出される宿題がなくなるかも知れないと聞いている。現在の考え方では子どもから提出された宿題をチェックるのは学校外の仕事で、先生の仕事ではないと聞いている。仮に宿題がなくなった場合、塾に通って受験勉強をしている子どもと、学校と家庭だけの子どもでは学力にどんどん差がでてきて中学校に上がったときに足並みがそろわなくならないか心配。放課後等居場所事業で、ただの見守りではなく勉強を見てくれる学習支援を機能としてつけてくれると保護者としてはありがたい。児童館の直接来館との棲み分けという面でも意味があるのではないか。</p>
児童青少年 課長	<p>放課後等居場所事業は、学校内の空いているスペースを活用して、ボードゲームをしたり読書をしたり、あるいは校庭や体育館などで体を動かしたりといった過ごし方をする場所。児童館も一般来館という形で遊べるという点は共通。一方、場所が児童館か学校内かという点が異なるところで、児童館の場合は、図工室や音楽室など各部屋を常態的に利用できるが、放課後等居場所事業は学校内で使える場所に制約がある。「子どもの居場所づくり基本方針」では、子どもが選択可能な居場所を増やしていくということを掲げている。今日は児童館、明日は放課後等居場所事業、といったように子どもが気分に応じて選択できる居場所を拡充していくといった考え方のもとで放課後等居場所事業を実施している。</p> <p>児童青少年課が所管する子どもの居場所は、遊びを通じて子どもの健全育成支援を行っていくというところを目標としているため、学習支援は主たる目的ではないが、放課後等居場所事業は、学校内の施設を活用して行う事業のため、教育委員会との連携は必要不可欠と考えている。教育・福祉の連携といったテーマで、教育委員会と福祉部門の所管課で課題の共有を行う体制を整えているため、今回いただいた意見はそちらで共有させていただく。</p>
教育人 事・指導 課統括指 導主任	<p>塾に行っている子どもとそうでない子どもで、放課後の時間の使い方は異なる。ただし、基本的には学校で受けた授業の内容や学校で学習したことをしっかりと子どもに定着させるという学習保障は、各学校でやっているところ。その中で、個々にあわせて宿題をどのように考えていくかということはこれから検討していくところで、これから教育委員会と学校とでその在り方を考えていきたい。</p>
教育・人 事指導課 長	<p>新しい学び方というものが問われている。学び方も多様になっており、宿題も選ぶ時代になってきている。学校から出された宿題について、これはできる、これは必要ない、と選択していくといった考え方方が大枠にある。学力の保障は学校の教育の中で行わなくてはならないところであるが、これまでと考え方が大きく変わっている。</p>
松浦委員	<p>昨年まで小・中一貫校により、宿題を廃止した。それは、教員の働き方改革といったことではなく、子どもたちの主体的な学びのためという視点で行ったもの。放課後に何をしたいか、遊びたいのか、習い事をしたいのか、子どもたち自身が自分の興味関心があることに対して主体的に取り組むべきであると考えるため、一律同じ宿題を出し、ただ集めて丸をつけるということでは意味がない。ただし、宿題をなくしても子どもたちの興味関心や状況に応じて学びが深まるような課題は出す。放課後等居場所事業のような放課後に子どもたちがしたいことを自由にできるような場所があることはよい。</p>
井口委員	<p>宿題の在り方については、なくすことも含めて、議論しているところ。一律の宿題をなくすと、教員は児童一人ひとりの学びを踏まえた対応をとるため、負担は大きくなることもある。自分が何をやりたいかを考えずに、一律に課された宿題を受け身でやることで身につくこともあるが、自分に必要な学習を自分で考え、自主的に学んでいくことを目指したい。ただし、今いきなり宿題をなくすと、家庭での学習の習慣がない子どもは、</p>

	<p>楽な方に走って何もやらなくなるという懸念もある。一年生では一律の宿題を出して「学ぶってこういうこと」と知るようになり、中学年は一律の宿題を半分にして自主的に学ぶ割合を増やし、高学年は一律の宿題をゼロにして主体的にやりたいことをやる、という方向で検討していきたい。これは、教員が保護者と一緒にその子の学び方や学習の仕方を考えること。</p>
新藤会長	<p>そもそも宿題は誰のために出されて今どうなっているのかというところが、過渡期を迎えてると感じる。子どもの権利の観点からも、子どもの主体性、学びをどう考えるかという時期に来ている。親としては「勉強についていけるか」「成績が下がったらどうしよう」といった目先のことが心配になりがちではあるが、今後はそういったことを乗り越えていくことが必要。各家庭で子どもを育てることは大事であるが、それだけではなく、地域の居場所の中で子どもたちが主体的に学べる力をどう育んでいくかが大切。</p>
教育委員会事務局庶務課長、教育人事・指導課統括指導主事	<p>(2) 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について (「資料4 杉並区いじめ防止等に関する条例の制定等について」説明 「資料5 学校問題対応支援係フロー図」説明 「資料6 いじめ対応リーフレット」説明)</p>
教育人事・指導課統括指導主事	<p>(3) 令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について (「資料7 「令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」説明) (質疑・意見等)</p>
岡田委員	<p>資料7にある、弁護士と連携したいじめに関する特別授業（小学校4年生及び中学校1年生対象）について。その授業を受けたある中学校1年生が、授業を受けた後に、過去を思い出して気分が悪くなってしまったと聞いた。一方、小学校向けの授業はとてもよい内容であったと校長先生から聞いている。この特別授業を受けた児童・生徒の感想と、授業の内容を聞きたい。また、授業の内容をあらかじめ弁護士と学校側で協議をした上で実施したのか伺いたい。</p>
教育人事・指導課統括指導主事	<p>事前に内容を周知した上で実施するなど、配慮が必要であったと感じている。この点、各学校に周知していきたい。特別授業では、実施後にアンケートをとっており、児童・生徒の声としては、「今までいじめを見ても他人事と思っていたが、自分が巻き込まれたらこわいので絶対なくしたいと思った。」「弁護士の事例で自殺に至ったケースの話を聞いて、いじめる側がよいと思っていてもいじめられる側が嫌だと思ったらそれは絶対だめだと思った」等あった。授業の内容の大きな部分として、弁護士から心のコップの話があった。心のコップの中に我慢できる水がどんどん溜まっていって、いっぱいになっても表面張力で何とか我慢しているけれども、そこに最後の一滴が入ることで不登校や自殺に至る重大ケースにつながることがある。誰かからの何気ない一言が、その後の一滴になり得るため、気をつけようという話が印象的であった。 また、授業の実施に当たっては、弁護士から学校へ、事前に授業で使う資料の提供を受けた上で行っている。</p>
岡田委員	<p>先生は、教室内にこういう経験をした子がいるといったことを踏まえた上で、その</p>

	弁護士の先生に授業をお願いすることとしたのか。
教育人事・指導課統括指導主事	そのように承知している。ただし、児童・生徒の状況を把握していても、いじめに関する話を聞く過程で、どの子がどのような反応を示すというところは読めない部分もあるものの、一定の配慮は必要だと感じている。
岡田委員	授業の中で、自殺をした手記を読む場面があり、かなり印象が強かったと聞いている。手紙を読むというのはかなりハードルが高いと思うため、来年実施する際には取り扱いを検討してほしい。大人が伝えたい気持ちはわかるが、受け取る側の子どもがそれだけのキャパシティーがない場合もある。
酒巻委員	今の話で、このような重大なものを読むということは、聞く側のショックが大きいということは理解できるし伝え方が難しいとは思うが、何気ない言葉であっても、また、それが自分の思う所ではなく他者の言葉に乗って軽い気持ちで発したものであつたとしても、言われた側にとってはとても大きく心を傷つけられ、それが度重なるなどして自殺につながることもあるということは、きちんと子どもに伝えていかなくてはならないことだと思う。
新藤会長	自死について取り扱うことは、大学であってもかなり気をつけている。数値データ等各所で公開されているものではなく、手記は1980～90年代は新聞掲載されていたが、現在では掲載しない方向になっている。手記を公開することで、読んだ人がつらい気持ちを喚起したり、ひきずられてしまったりといったようなことが、いろいろな研究でも明らかになっている。こういった点からも、自死の事例や詳細については、かなり慎重に取り扱うべきだと考える。
榎木委員	学校運営協議会の活動を通じて、不登校のお子さんをと関わっている。学校内の、教室以外の居場所として、ほっとスペースという地域のボランティアが見守る場所がある。この場所は、自由に過ごせる居場所で、不登校の子が学校内で過ごせるきっかけにもなっている。このように、地域も連携して、区内の子どもが安心・安全に過ごせるよう見守っている。
新藤会長	不登校については、様々な要因があり、行きたいのに行けないという場合もあれば学校がどうしても合わないという場合もある。学校が唯一の居場所というわけではないが、いろいろなサポートがあることで学校に戻れるお子さんであれば、学校に戻れるようサポートするのがよいだろうし、学校が難しいお子さんであれば、フリースクール等別の居場所に適切につなげていくといったことが大切。
子ども政策担当課長	(4)「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」の開設について
齊藤委員	(「資料8別紙1 「杉並区子どもの権利に関する条例」説明 「資料8別紙2『杉並区子どもの権利相談・救済窓口』リーフレット」説明) (質疑・意見等) 子どもの権利のことは、もっといろいろな人に知ってほしいので、(すぎなみフェス夕等で)子どもの権利に関するブースを出すこと自体はとてもよいと感じる。 不動産屋の業務の中で、まちづくりも行っている。地域でイベントをするときには、ボランティアを含むスタッフへ、子どもへの接し方のガイドラインを渡し、その内容を了承した方にのみ引き受けてもらっている。子どもに直接関係のないイベントであっても子どもが来場する場合も多くあり、また年代によって子どもに対する接し方がかなり違うため、ガイドラインの必要性を感じている。ブースに来てくれる

	(情報を求めている) 人に子どもの権利について知ってもらうこともよいが、求められない人にもガイドラインを渡して子どもへの接し方を学んでもらう、といった踏み込んだやり方も必要ではないかと感じている。
子ども政策担当課長	大人の年代によって、子どもにとってよかれと思う対応も異なっていると実感している。今年度、子どもの権利救済委員による出張講座を実施しており、子どもの権利についていろいろな方に学んでもらえる機会を設定している。まずは学校のPTAの方がいらっしゃる道徳公開講座や子どもとかかわる区立施設の区職員を対象としたものとしているが、これらを足がかりに幅広くこの講座を展開していきたいと考えている。
新藤会長	齊藤委員のお話であったガイドラインは、齊藤委員の団体で作成しているのか。
齊藤委員	子どもに関わるNPO等と知恵を出し合って作成したもの。
新藤会長	子どもの権利について、興味関心があり学ぼうとする人に対して子どもの権利についてお伝えする機会は相応にあるが、直接子どもとは関係のないイベントのボランティアに応募する方などにも伝えていくということは大切。ぜひガイドラインを区にも提供してほしい。
林委員	0~18歳のあらゆる年代の子どもへ子どもの権利について伝えていく必要があると思うが、年齢によって使う言葉や理解力に差がある。特に低年齢の子どもへはどう伝えていくかが難しいと思うが、幼稚園や保育園、学校で機会の提供があるのか。また、子どもを育てる保護者への認知・接し方の助言はどのように行うのか。
子ども政策担当課長	子どもの年齢によって伝え方も一定ではないというところだと思う。「杉並区子どもの権利に関する条例」リーフレットは、大人でも子どもでも読んでいただけるものになっているが、このリーフレットは、「やさしいことば版」というバージョンも作っている。「やさしいことば版」では、文字を少なめにするなど、よりやさしく読めるようになっている。このように、伝え方は様々工夫が必要であると認識しており、試行錯誤しながら行っているところ。 小さなお子さん向けの伝え方については、保育園等で、どういうふうにしたらより子どもの思いを聴けるかということを、保育に携わる方向けに研修を実施する機会を作りたいと考えている。 保護者向けの機会としては、まだ少ないがPTAの場などで伝える機会を作っている。こうした場の設定を今後増やしていきたいと考えている。
最上委員	「杉並区子どもの権利に関する条例」リーフレットの中で、「すべての子どもには大切な『権利』があります」と書かれている。これは、とても大切なことで、各家庭で学ばないといけないことなのに、家庭で権利を与えられていない子どもがたくさんいる。家庭で親が育てながら子どもに権利を与えてあげて、それを子どもが言語化できるように育てれば子どもは生きていく。保護司としてかかわっている子どもたちは、自分の考えや思いを言葉にできない子が多い。放課後の居場所が、友達同士でいろいろ考え方をシェアしたり、それによって自分で考える力を身に着けたりということが経験できる場所になればいい。
子ども政策担当課長	保護者やこれから子育てをする方へ、こういった条例ができたことやその中身を伝えたいと考えており、その方法として、今年度募集を開始する保育園・こども園の入園申し込み案内、子育て便利帳や、次年度の母子手帳において、条例を盛り込むようにしている。このように、今後様々なツールで条例を紹介していくようになるのでぜひご覧ください。

厳樞委員	子どもの権利をいろいろなところで大切にしなければならない。子どもの権利に関する条例のリーフレットもきちんと読めば、理解・納得できる内容であるけれども、普段子どもに関わることがない普通の人はスルーしてしまうのではないか。 親はしつけといっていろいろなことができてしまう。子どもの権利を守るためにまずは親が変わらないといけない。
小山内委員	あらゆる子どもの居場所を増やしていただいて保護者の一人としてもありがたい。居場所事業を運営しているが、自由遊びという中で、宿題をやる子もいれば遊ぶ子もいれば、各々が時間を満喫している。子どもたちのそんな姿を見ていると、居場所の必要性を感じるし、いろいろなところで居場所が運営されることはよいことだと思う。一方でそこにかかわるスタッフの教育や意識づけが大切だと感じている。何を大変にして運営していくのか、子どもと接していくのかということをきちんと考えていく必要がある。今後も杉並の一員として居場所の運営に協力していきたい。
吉田委員	「子どもの居場所づくり基本方針」の p. 41 で、中学校の部活動について、複数校の生徒が一つの拠点に集う「拠点校方式による合同部活動」を、3 つの中学校で実施するとの記載がある。一度帰宅して、夕方自転車で 30 分ほど時間をかけて部活動へ向かうという生徒もいるが、安全がどのように守られるのか。学校や家庭でどのように教えているのか。
井口委員	学校で自転車の安全教室を実施しているが、実際の現場ではついつい危ない運転をしてしまうことが発生しているため、繰り返し指導は行っている。
松浦委員	中学校でも警察署の方を招いて交通安全教室を行っているが、子どもだけでなく大人も危険な自転車運転を行っている場面を見かける。例えば、ヘルメットの着用は家庭でも伝えるべき。交通安全については、学校だけでなく家庭でもしっかりと教えてほしい。
齊藤委員	まちづくりの観点から。自転車のほかにも、キックボードや電動車いすなど様々なパーソナルモビリティが増えている。だれがどこを通るのかがやっと決まったが、ハード側が対応していないのが現状で、まちづくりのセクションも問題視している。路上駐車があったり、parkingメーターが設置しているところがあったり、なかなかハード面の整備が進んでいないところ。まずはソフト面でこういった問題を解決していくために、問題意識を持つ地域の方々でワークショップをやったり意見交換したりするなどしているが、教育分野の方々とまちづくり分野の方々とでは考え方には隔たりがある部分もある。子どものことを入口にするなどし、もっとたくさんの方たちが当事者意識をもってまちづくりの問題にかかわっていってほしい。
児童青少年課長	(事務連絡) 次回の青少年問題協議会の予定であるが、令和 8 年 1 月以降に開催する予定である。また詳しい日程は、改めてご連絡させていただく。 (閉会)